

# 令和4年度PTA総会 書面表決の質問及び回答

## 【意見】

『豊見城南高校生の車輛使用禁止に関する決議文』に関しては、登下校や学校行事参加での使用は禁止でも問題はありません。

しかし、車両の運転に関しては、運転経験の積み上げが安全に繋がる事も有り、家族の監視下での運転までを禁止する事や、

家族の運転車両に同乗を禁止する事には異議があります。

二輪に関しては、親の運転車両の同乗や、家族が同行する運転(親と生徒が1台ずつ乗車し、親の先導のもと、監視の下で

運転を学ぶ・経験する)は認めるべきである。

生徒単独・複数の生徒たちのみで二輪を運転させる事に危険が生じるので、必ず親・家族が同行の場合には特例で運転は許可

するのが良いと思う。

運転・同乗に関しては、二輪・四輪も同じとする。

特に3年生に関しては、就職・進学もある為、単独運転の準備は必要である。

なお、学業に影響を及ぼすような「運転教習所」に通う事の無い様にする事、これは基本として親・家族も守る様にする事とする。

## 【回答】

貴重なご意見ありがとうございます。

ご指摘の箇所は

(1)の「日常生活においてもオートバイ・車輛の運転や同乗することを認めません。」

(2)の「家庭生活においてもオートバイや車輛に乗用しないことも含め」

の部分について、家庭の管理下であれば認めてもいいのでは、というご意見だと思われます。

毎年高校生が交通事故で命を落としている現状を鑑みると、PTAの姿勢としては、学校内外において家庭の管理下にあるとはいえ積極的にオートバイや車輛の運転を推進する必要はないと考えています。

この決議文には、罰則等の拘束力があるわけではなく、高校生の時期はオートバイや車輛を運転すること以上に高校生活を充実してもらいたいという思いから作成された経緯があります。子どもたちの命を最優先に守るPTAの姿勢として表した決議文になりますので、ご理解いただきたいと考えます。

**ご意見・ご質問ありがとうございました。**